

仙台市水道局からのお知らせ

I 水道料金の支払い方法

仙台市の水道（下水道）料金は、2ヶ月に1度の請求です。お支払い方法は、次の3つよりお選びください。

納入期限を過ぎてもお支払が無い場合、お支払の督促をさせていただきます。督促してもお支払が無い場合は、水道が使えなくなるのでご注意ください。

(1) 口座振替

お客様が開設されている銀行、ゆうちょ銀行の口座より、水道料金を自動で引き落とします。銀行、ゆうちょ銀行、水道局窓口でお申し込みください。

お申し込みが完了すると、水道局から振替予定日等のお知らせを郵送いたします。振替日が納入期限になります。

(2) クレジットカード払い

事前にクレジットカードをご登録いただき、水道料金を自動でクレジットカードからお支払いただくものです。お申し込みには、水道局がお客さまごとに作成する書類を事前に入手していただく必要がありますので、水道局窓口へご連絡ください。

お申し込みが完了すると、水道局から申込完了のお知らせを郵送いたします。

(3) 納入通知書払い

口座振替・クレジットカード払いのお申し込みが無い場合、または、口座振替・クレジットカードでのお支払ができなかった場合は、納入通知書を郵送します。届きましたら、納入通知書に記載されたコンビニエンスストア、銀行、郵便局、水道局の窓口のいずれかで、納入通知書に記載されている納入期限までにお支払ください。

II 転居する場合

お引越しの1週間前までに水道局へご連絡ください。お引越し当日、ご自宅を訪問し、当日までご利用いただいた水道料金を徴収いたします。

水道局料金窓口

- ・南料金センター 太白区南大野田2-9-1 TEL 022-304-0023
(仙台市水道局 本庁舎 1階)
- ・北料金センター 泉区泉中央2-1-1 TEL 022-371-8830
(泉区役所 東庁舎 3階)
- ・市役所料金センター 青葉区国分町3-7-1
(仙台市役所 本庁舎 1階)